平成３０年（フ）第２１０４号
大阪府門真市中町11番95―803号
債務者　宮川　和弥
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３２２号
大阪市北区天神橋８丁目10番５号プレザーント天神橋　401号、前住所大阪市阿倍野区阪南町２丁目22番24―105号
債務者　江田　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３６４号
大阪市大正区泉尾３丁目２番９号　メゾン泉尾　３－Ｃ号
債務者　世戸　大雅
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６３号
神奈川県大和市柳橋４丁目18番11号　グレンデール202
債務者　金田香緒里
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２９２号
東京都新宿区戸山２丁目18―606
債務者　鎌形貴美子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３５号
東京都目黒区目黒１丁目20―３―404
債務者　日比野澄子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３８号
東京都墨田区立花１丁目27―６―313
債務者　山本　真吾
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３４２号
東京都葛飾区新宿２丁目22―６　パークアベニューＡ202
債務者　梅田　和範
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３４３号
東京都練馬区光が丘２丁目８－２―1009
債務者　岩崎　聖子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３４９号
東京都品川区中延２丁目９－８―101
債務者　松尾　　翼
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３５１号
東京都豊島区上池袋２丁目38―16―101
債務者　岡村　　章
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３６５号
東京都葛飾区亀有１丁目25―14―201
債務者　眞柄　　実
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３８４号
東京都中央区東日本橋３丁目３－４　ダイヤモンドビル東日本橋第３　204
債務者　林　　紘季
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３８７号
東京都北区志茂５丁目13―２　サンコーポⅡ―203
債務者　小松崎富子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３９３号
東京都西東京市田無町７丁目17―３―303
債務者　大塚　昭彦
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部